

福島市再生可能エネルギー発電施設の 適切な設置及び管理に関する条例案の概要

条例案の概要（基本的事項）

1. 前 文

福島市を取り巻く再生可能エネルギー発電施設の状況やノーモア メガソーラー宣言の趣旨を踏まえた前文

2. 目 的（第1条）

再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護、獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進すること

3. 対象となる再生可能エネルギー発電施設（第2条）

- (1) 太陽光発電施設
出力10kW以上の太陽光発電施設 及び 附帯設備
※適用除外：建築物に設置されるもの
工場立地法に基づき設置される環境施設 等
- (2) 風力発電施設
風力発電施設 及び 附帯設備
※適用除外：建築物に設置されるもの 等

4. 市の責務（第3条）

- ・条例の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずる
- ・再生可能エネルギー発電施設の設置が市域に影響を及ぼすおそれがある場合は、周辺自治体に協力を求める等必要な措置を講じる

5. 発電事業者の責務（第4条）

- ・関係法令及びこの条例を遵守する
- ・災害の防止、自然環境及び景観の保全ために必要な措置を講じるよう努める
- ・近隣住民等との良好な関係を構築するよう努める
- ・苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもって解決するよう努める

6. 禁止区域（第5、6条）

補足資料①

- ・再生可能エネルギー発電施設を設置してはならない区域

7. 費用の確保（第9条）

- ・発電事業者は、①、②の費用を確保しなければならない
①再生可能エネルギー発電施設の維持管理に要する費用
②再生可能エネルギー発電施設の撤去及び廃止に要する費用

8. 再生可能エネルギー発電施設の設置許可（第10条、第11条）

- ・禁止区域等以外の区域では発電施設の設置許可制を導入し、許可基準のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない

9. 審議会への諮問（第34条）

- ・必要に応じて、福島市環境審議会（分科会）に諮問し、意見を聞くことができる

10. 手数料（第35条）

※開発許可申請手数料を参考に設定

- ・設置許可又は変更許可を受けようとする場合、申請の際に手数料を納付しなければならない

設置許可申請	事業区域面積に応じて 13,000円～480,000円
変更許可申請	面積見合いで算定 ほか

条例案の概要(再生可能エネルギー発電施設の設置～廃止の流れ)

許可手続き等
【事前協議～設置許可まで】

禁止区域
に該当 → 設置不可

発電施設の
設置を検討 (10kW未満の太陽光発
電施設や建築物に設置
される施設は対象外)

禁止区域
以外 → 設置可
(許可手続きへ)

事前協議

設置許可申請を
しようとする発
電事業者は、再
生可能エネル
ギー発電施設
の設置計画概
要を市長に提
出し、事前協
議しなければならない
(第7条)

近隣住民等への説明・意見の聴取

- ①発電事業者は、事前協議完了後に設置計画概要を公表し、その翌日から14日以降に近隣住民等に対し説明会を開催
- ②近隣住民等は、説明会が終了した日の翌日から30日を経過するまでの間、発電事業者に対し意見書を提出
- ③発電事業者は、近隣住民等の意見に対し、必要に応じて協議し、誠実に回答
- ④発電事業者は、③による協議と回答内容を市長に提出
(第8条)

設置許可申請

設置許可を受け
ようとする発電
事業者は、意見
に対する回答内
容を市長に報告
してから1年以
内かつ工事着手
の60日前まで
に許可申請
(第10条)

設置許可

市長は、許可基準の全てに
該当すると認めるときでな
ければ、設置許可をしては
ならない
※災害の防止、良好な景観
及び自然環境等の保全並び
に地域との調和に関して必
要な条件を付すことができる
(第11条)

変更許可 (第17条)
(軽微変更は届出)
地位の承継等 (第26条)

【設置許可後～廃止等まで】

標識の設置

設置許可を受けた発
電事業者(許可事業
者)は、許可事業の
廃止までの間、事業
区域において公衆の
見やすい場所に標識
を設置
(第12条)

工事着手～完了検査

- ①設置工事着手の届出 (第14条)
施設の設置工事着手する14日前までに届出
- ②設置工事完了の届出 (第15条)
施設の設置工事を完了後14日以内に届出
- ③設置工事完了の検査 (第16条)
造成等が完了したとき、及び、設置工事の全
てが完了した時に市の検査を受ける
(→市から検査結果を許可事業者へ通知)

定期報告 (毎年度)

許可事業者は発電施設の撤去が完
了するまで、①～③を市長に報告

- ①施設の前年度の維持管理の状況
- ②施設の撤去費用の確保の状況
- ③許可基準及び許可条件に適合し
ている状況
(第19条)

撤去～原状回復

- ①撤去開始の届出 (第22条)
撤去日の30日前までに届出
- ②撤去完了の届出 (第23条)
撤去完了後30日以内に届出
- ③許可事業廃止の届出 (第24条)
- ④原状回復の努力義務 (第25条)

その他

- (1) 施設の管理：維持管理及び保守点検(第20条)、事故等の報告(第21条)、報告の徴収(第27条)、立入調査(第28条)
- (2) 指導、措置命令、公表など：指導及び助言(第29条)、勧告(第30条)、措置命令(第31条)、違反事実の公表等(第32条)、許可の取消し(第33条)
- (3) 情報の開示など：関係書類の保存及び閲覧(第13条)、非常時の連絡先の公表(第18条)、指定する情報の開示(第36条)
- (4) その他：国又は地方公共団体の特例(第37条)、条例施行前の既存発電施設に関する届出(附則) など

補足資料②

太陽光発電施設の禁止区域

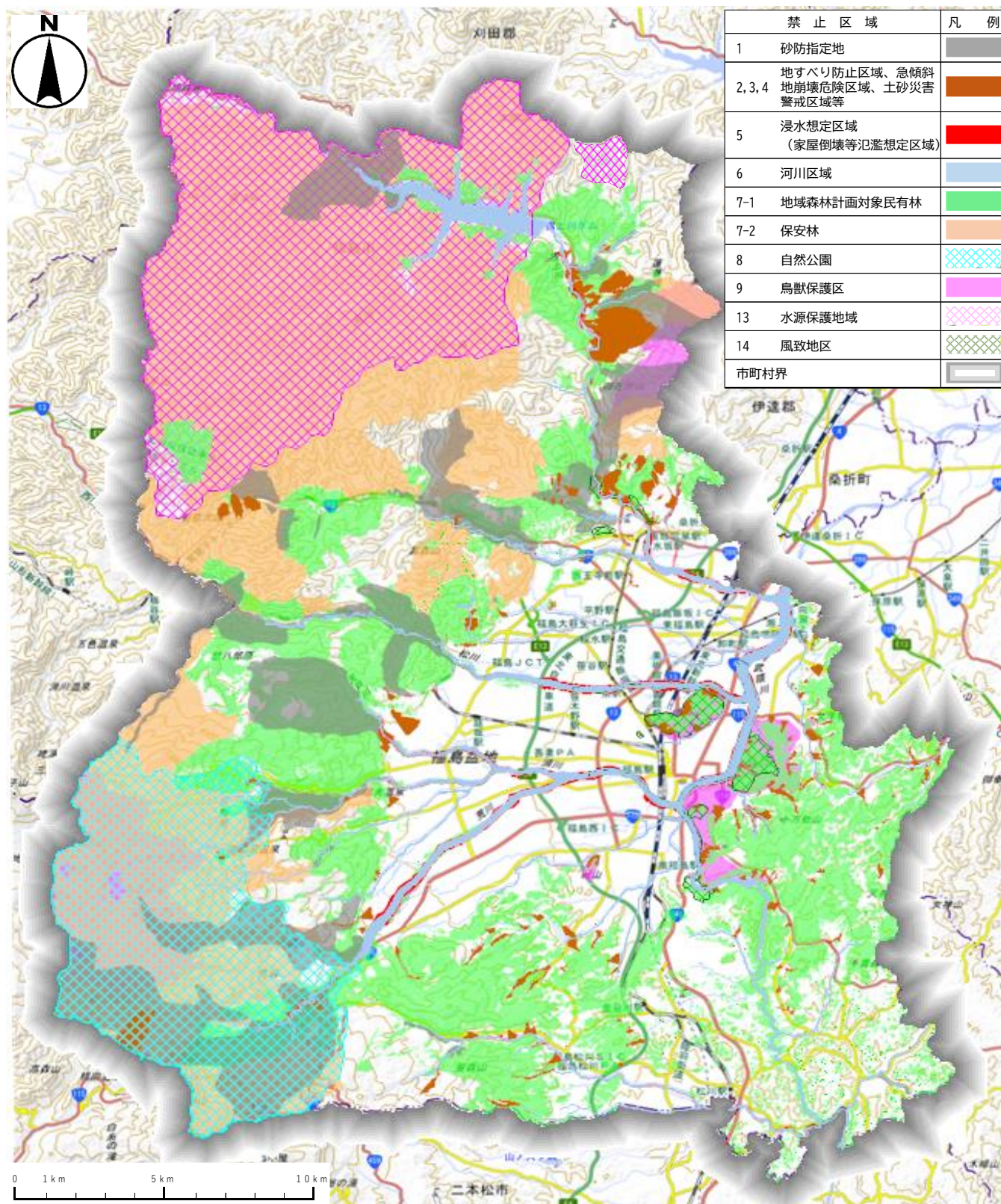
太陽光 発電 施設	No.	禁止区域	根拠法等
	1	砂防指定地	砂防法
	2	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	3	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	4	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	5	洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域	水防法
	6	河川区域	河川法
	7	地域森林計画対象民有林・保安林	森林法
	8	自然公園	自然公園法
	9	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	10	国指定重要文化財等の建造物、国指定史跡名勝天然記念物の区域	文化財保護法
	11	県指定重要文化財の建造物、県指定史跡名勝天然記念物の区域	福島県文化財保護条例
	12	市指定有形文化財の建造物、市指定史跡名勝天然記念物の区域	福島市文化財保護条例
	13	水源保護地域	福島市水道水源保護条例
	14	風致地区	福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例
	15	特に景観を保全することが必要な区域として別に定める区域	—
	16	土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域	—

風力発電施設の禁止区域

風力 発電 施設	No.	禁止区域	根拠法等
	1	砂防指定地	砂防法
	2	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	3	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	4	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	5	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	6	水源保護地域 同地域境界から風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域	福島市水道水源保護条例
	7	土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域	—

補足資料①

1. 太陽光発電施設の禁止区域

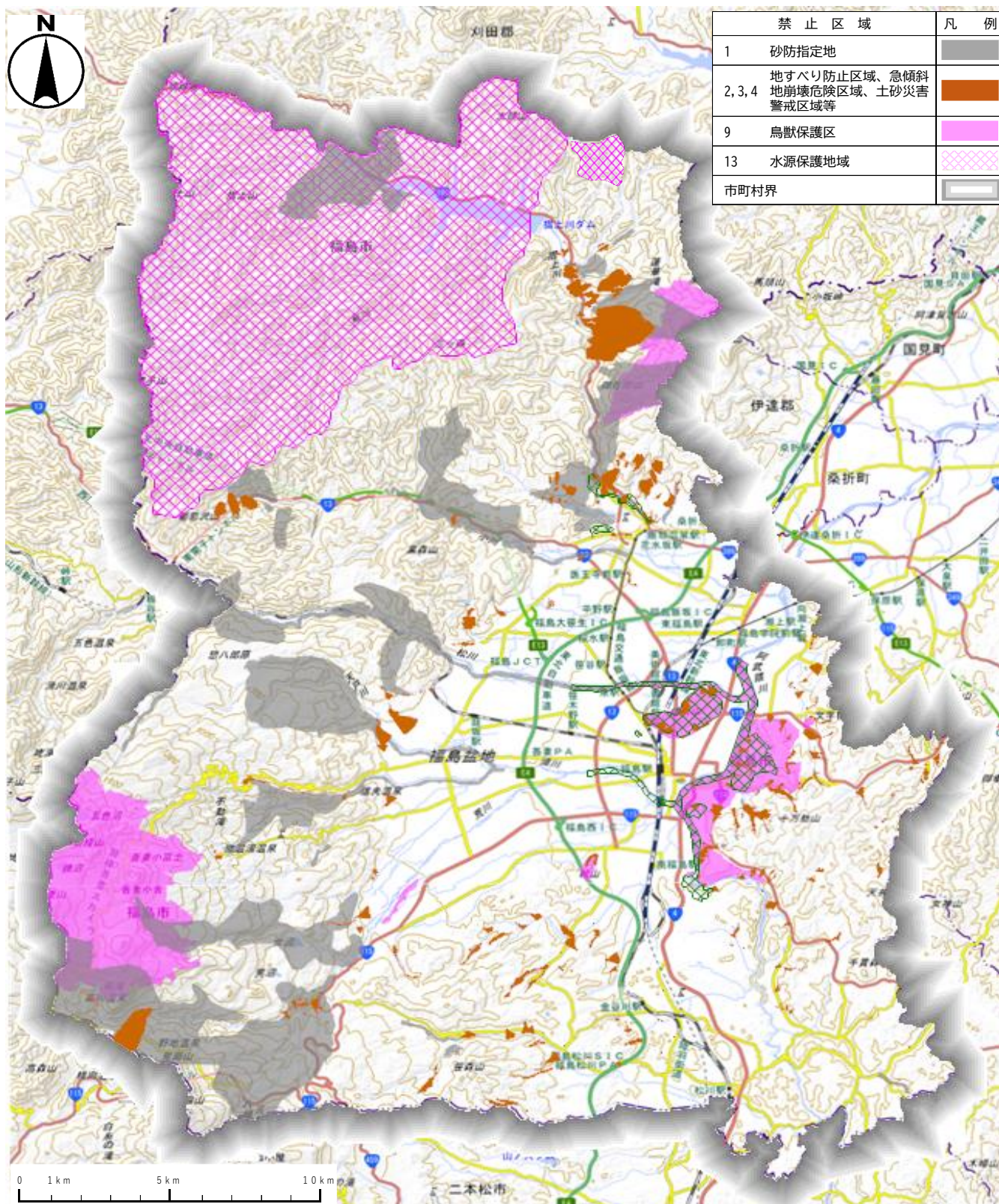


この地図は地理院タイルを使用して作成しました

※この図面は現時点で図示可能な部分を示したもので目安として利用しております。詳細は諸法律の窓口でご確認ください。

補足資料①

2. 風力発電施設の禁止区域



この地図は地理院タイルを使用して作成しました

※この図面は現時点で図示可能な部分を示したもので目安として利用しております。詳細は諸法律の窓口でご確認ください。

補足資料②

既存発電施設に対する規制の範囲

・ 条例施行日前に設置済み、または工事中の既存発電施設（既存事業者）に対し
本条例の適用が及ぶ範囲

既存事業者 の義務	①	施行後半年以内に既存施設の届出【附則3】
	②	届出人に変更があった場合は30日以内に届出【附則4】
	③	その他の届出内容に変更があった場合の届出【附則5】
	④	令和7年内の標識の設置【附則6】
	⑤	設置工事中の場合は、完了後3か月以内に標識を設置【附則6】
	⑥	非常時連絡先の公表【附則7】
	⑦	土砂の流出等が発生しないよう、適正な維持管理【附則8】
	⑧	維持管理状況の定期報告【19条】
	⑨	事故・災害発生時の復旧義務【21条】
	⑩	事故・災害発生時の報告義務【21条】
	⑪	発電施設撤去時に30日前までの届出【22条】
	⑫	発電施設撤去後に30日以内に届出【23条】
	⑬	発電事業廃止の届出【24条】
	⑭	廃止後の原状回復の努力義務【25条】
	⑮	工事進捗や稼働状況に係る情報開示の努力義務【36条】
既存事業者 への市の権限	⑯	報告の徴収【27条】
	⑰	立入調査【28条】
	⑱	指導及び助言【29条】
	⑲	定期報告・維持管理・事故の報告・資料の提出等をしない場合の勧告【30条】
	⑳	勧告に従わない場合の措置命令【31条】
	㉑	措置命令に従わない場合の違反事実、氏名、住所の公表等【32条】
	㉒	必要に応じた審議会への諮問【34条】